

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公表番号】特表2019-513775(P2019-513775A)

【公表日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2018-553445(P2018-553445)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/195	(2006.01)
A 6 1 P	17/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/327	(2006.01)
A 6 1 K	33/44	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 6 1 K	31/60	(2006.01)
A 6 1 K	31/203	(2006.01)
A 6 1 K	31/19	(2006.01)
A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 K	31/78	(2006.01)
A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 6 1 K	31/695	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/195
A 6 1 P	17/12
A 6 1 K	31/327
A 6 1 K	33/44
A 6 1 K	31/122
A 6 1 K	31/60
A 6 1 K	31/203
A 6 1 K	31/19
A 6 1 K	31/17
A 6 1 K	31/78
A 6 1 K	33/04
A 6 1 P	17/02
A 6 1 P	17/06
A 6 1 P	17/08
A 6 1 P	17/00
A 6 1 K	9/107
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	8/44
A 6 1 K	31/695

**【手続補正書】**

【提出日】令和2年4月17日(2020.4.17)

**【手続補正1】**

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】**

【特許請求の範囲】

**【請求項1】**

角質溶解剤としてセレンイウム含有アミノ酸を含む、患者の角化症を処置するための組成物であって、前記組成物は、製薬用剤形で眼局所投与に適している、組成物。

**【請求項2】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムメチオニン、または、その薬学的に許容可能な塩である、請求項1に記載の組成物。

**【請求項3】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムシステイン、または、その薬学的に許容可能な塩である、請求項1に記載の組成物。

**【請求項4】**

組成物は溶液または液体ゲルとして製剤化される、請求項1に記載の組成物。

**【請求項5】**

眼局所投与に適している組成物は、眼瞼縁への局所投与に適している、請求項1に記載の組成物。

**【請求項6】**

組成物は、クリーム、ローション、または軟膏として製剤化される、請求項1に記載の組成物。

**【請求項7】**

組成物は、過酸化ベンゾイル、コールタール、ジトラノール、サリチル酸、レチン酸、アルファヒドロキシ酸、尿素、乳酸、および二硫化セレンから選択される追加の角質溶解剤または角膜静止剤をさらに含む、請求項1に記載の組成物。

**【請求項8】**

組成物はデポー剤製剤であり、ここで、前記組成物は感圧接着剤をさらに含み、感圧接着剤は、ゴムベースの感圧接着剤、シリコーンベースの感圧接着剤、あるいはアクリル酸ベースの感圧接着剤である、請求項1に記載の組成物。

**【請求項9】**

角化症は、マイボーム腺機能不全あるいはドライアイである、請求項1に記載の組成物。

**【請求項10】**

角化症はマイボーム腺機能不全である、請求項9に記載の組成物。

**【請求項11】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムメチオニン、または、その薬学的に許容可能な塩である、請求項9に記載の組成物。

**【請求項12】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムシステイン、または、その薬学的に許容可能な塩である、請求項9に記載の組成物。

**【請求項13】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムメチオニン、または、その薬学的に許容可能な塩である、請求項10に記載の組成物。

**【請求項14】**

セレンイウム含有アミノ酸はセレンイウムシステイン、または、その薬学的に許容可能な塩

である、請求項 10 に記載の組成物。

**【請求項 15】**

眼局所投与に適している組成物は、眼瞼縁への局所投与に適している、請求項 11 に記載の組成物。

**【請求項 16】**

眼局所投与に適している組成物は、眼瞼縁への局所投与に適している、請求項 12 に記載の組成物。

**【請求項 17】**

組成物は 0.1% から 10% のセレンイウム含有アミノ酸を含む、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 18】**

組成物は 0.1% から 10% のセレンイウム含有アミノ酸を含む、請求項 9 に記載の組成物。

**【請求項 19】**

組成物は 0.1% から 10% のセレンイウムメチオニン、または、その薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 11 に記載の組成物。

**【請求項 20】**

組成物は 0.1% から 10% のセレンイウムシステイン、または、その薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 12 に記載の組成物。